

# あま市補助金交付 ガイドライン

平成24年5月  
あま市

# 目次

I	ガイドラインとは	
1	ガイドラインとは何か	1
II	補助金とは	
1	補助金とは何か	1
III	補助金の現状と課題	
1	補助金の現状	2
2	補助金の課題	3
IV	補助金見直しの視点、交付基準	
1	交付基準	4
(1)	交付基準①	4
(2)	交付基準②	5
(3)	交付基準③	5
(4)	交付基準④	5
(5)	交付基準⑤	6
(6)	交付基準⑥	7
(7)	交付基準⑦	8
(8)	交付基準⑧	8
2	見直しを行う範囲	9
V	補助金の見直し基準	
	補助金チェック表	10

## I ガイドラインとは

### 1 ガイドラインとは何か

本ガイドラインは、市が補助金を交付する場合の基本的なルールを定めたものです。既存の補助金については、ガイドラインに従って見直しを行い、新たな補助制度を創設する場合は、このガイドラインに沿った補助制度にすることとします。

## II 補助金とは

### 1 補助金とは何か

#### (1) 定義

補助金とは、特定の事業、研究等を育成するために市が、公益上必要があると認めた場合に支出するものをいいます。

地方自治法第232条の2において「地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄付又は補助することができる。」とされています。

#### (2) 補助金支出の要件

##### ア 憲法上の規制

憲法第89条において、宗教上の組織若しくは団体、公の支配に属しない慈善・教育若しくは博愛の事業に対しては支出できないものとされています。

##### イ 法令上の根拠

地方財政法第3条第1項及び地方自治法第232条の4第2項において、補助金を支出するための法令上の根拠が規定されています。

#### 【参考】

市の歳出予算における19節、負担金、補助及び交付金は、次のとおり整理されています。

- 負担金 …… 法令又は契約等に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならないもの
- 補助金 …… 特定の事業、活動を助長・奨励するために、①法令の規定に基づき交付するもの②公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの
- 交付金 …… 本来、市が行うべき事務を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

## Ⅲ 補助金の現状と課題

### 1 補助金の現状

#### (1) 補助の総額

市が交付する補助金は、平成23年度一般会計当初予算において81事業、5億7,762万9千円を予算計上しており、総額253億7,400万円の約2.3%を占めています。

#### (2) 補助調査の実施

事務事業の大部分は、合併協議においてその方針を定めましたが、事務事業の急激な変化は市民生活に影響が大きいことから、従前の補助制度を継承し、執行しているものが多くあります。

#### (3) 補助制度の性質

補助金の内容が多様であるため、便宜上、これらの補助金を性質別に9つに分類することとします。その区分及び内容は次のとおりです。

##### ① 施策推進事業補助金（事業費補助）

市が公益上必要と認める特定の事業や活動を支援・奨励するために、その事業費及び活動経費の一部または全部を補助するもの。

##### ② 施策推進事業補助金（団体運営補助）

市が公益上その活動が必要であると認めた団体に対して、その運営を支援するために、運営費の一部または全部を補助するもの。

##### ③ 施策推進事業補助金（混合補助）

①事業費補助と②団体運営補助の両方の性質を有するもの。

##### ④ 負担金的補助金

市が実施すべき性質の強い事業を団体等が行っている場合について、その事業費及び活動経費の一部または全部を補助するもの。

##### ⑤ 扶助的補助金

法令等に基づき国・県の給付事業の上乗せ支給または市単独の給付事業的なもの。

##### ⑥ 法令等義務的補助金

法令等に基づき市に交付義務があるもの。

##### ⑦ 公共的団体補助金

市が特別に認めた団体（社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会）の事業費及び活動経費の一部または全部を補助するもの。

##### ⑧ 建設事業費等補助金

公益性が高く、市が公益上必要と認める建設事業費（例：土地改良事業等）及びその活動経費について、一部または全部を補助するもの。

##### ⑨ 利子補給等補助金

農業、商工業者の経営発展、経営基盤強化を支援するため、借入金の利子、信用保証料等の一部を補助するもの。

## 2 補助金の課題

補助金は、行政目的を効果的かつ効率的に達成する間接的手段として、これまで重要な役割を果たし、行政の補完という意味からも一定の成果をあげてきたと考えられます。

しかし、全庁的な調査の結果、次のような課題があることがわかりました。

### (1) 団体等の自主性・自立性の阻害

補助金により、団体等の運営全般を支援することが、団体等の自主性・自立性の阻害につながっている懸念がある。

### (2) 補助の長期化

終期設定がされていないため、一度、補助制度が設置されると長期にわたり交付が続いている。また、補助が長年続くことで、補助の目的・達成基準が不明確になっている。

### (3) 補助制度の周知不足

個別の交付要綱がないことや広報等での補助金制度に関する周知がされていない等、必ずしも十分な情報が補助対象者等に提供できていないものがある。

### (4) 補助制度の透明性の確保

「補助対象者等選定→補助→効果」に関する十分な情報が市民・団体等に提供されておらず、透明性に欠ける補助制度がある。

### (5) 少額補助の公益性等の確保

少額補助について、公益性、費用対効果、中長期的な政策目標との整合性、他の代替的方法に比べての優位性等を検討する必要がある。

### (6) 補助対象経費、算定基準が不明確

補助対象経費、算定基準について、要綱等に明記されていない補助金が一部ある。

### (7) 補助率の適正化

全額補助またはそれに近い補助額・率となっており、補助金への依存度が高い補助制度（団体等）がある。一方で、補助対象事業費または団体の予算に占める補助金の割合が低い、補助制度もあり、統一的なルールが必要である。

### (8) 多額の繰越金の発生

補助額を超えるほどの繰越金が発生している補助事業（団体等）がある。

## IV 補助金の交付基準

### 1 交付基準

補助金等の課題解決のため、補助金の統一的な交付基準により、すべての補助金について、補助の必要性、費用対効果、中長期的な政策目標との整合性、他の代替的方法に比べての優位性、経費負担のあり方等について検証し、補助の方向性（継続、整理・統合、減額、廃止等）と具体的な見直し策を検討します。

#### **交付基準① 事業費補助を原則とします**

補助金については、団体等の自主性・自立性の観点から、事業計画書が提出され、事業目的の達成に向けて行政が資金的な支援をしていくことが必要であると判断した場合、その事業費を対象に交付するべきものです。

原則として、団体運営に係る補助金は、対象となる経費の範囲を定め、うえて、終期を定め段階的に減額していくとともに、事業費補助への移行を進めていくものとします。

#### **【詳細基準 1-1】 団体運営補助に係る補助のあり方**

○施策推進事業補助金のうち、②団体運営補助及び③混合補助については、原則、事業費補助への移行あるいは終期を定め段階的に減額・廃止する。

[※P 2 (3)「補助制度の性質」参照]

#### **【詳細基準 1-2】 補助事業のあり方**

- 総合計画、ロードマップ等の政策、施策、事務事業の目的達成に貢献する事業について補助できるものとする。
- 地域での住民自治、社会福祉・教育の推進など、高い必要性を認めるもので、特定の個人・団体等の利益に供するものでないものに補助できるものとする。
- 補助金の交付による市民の福祉の向上や利益の増進について、客観的な効果が認められる事業について補助できるものとする。
- 市民と行政との役割分担・協働の観点から、市が補助すべき公益性の高い事業・活動について補助できるものとする。
- 事業の目的、内容等が社会情勢に適合し、かつ市民ニーズに合致したものであるものについて補助できるものとする。
- 具体的な達成目標や期限が明確にされている事業について補助できるものとする。

## **交付基準② 終期設定を積極的に行います**

補助金の実効性を高め、さらに既得権益化を防ぐためにも、原則、終期設定をするようにし、終期を迎えた補助金については、改めて事業効果や必要性等の観点から見直しを行います。

### **【詳細基準 2】 終期の設定**

- 市の単独補助金については、原則として通算3年以内で交付を終了する。
- 終期を迎えた補助金については、改めて事業効果や必要性等の観点から見直しを行い、改めて補助が必要か検討する。
- 国・県の制度による補助については、国・県の補助制度終了をもって補助を終了することを原則とする。
- 目的が達成された事業、自立が可能と認められる団体、または補助目的の達成が困難と認められる事業・団体等の補助については、廃止をする。

## **交付基準③ すべての補助金について交付要綱を制定します**

補助金等を交付する場合は、必ず個別の交付要綱を制定します。また、すでに制定されている場合においても、補助目的・効果を検証し、必要な見直しを行います。

### **【詳細基準 3】 補助金交付要綱の制定**

- 補助金等を交付する場合、「あま市補助金等交付規則」に従ったうえで、必ずそれぞれの補助金交付要綱を制定する。

## **交付基準④ 補助金制度、補助効果等に関する情報を積極的に公表します**

補助金の公平性や透明性を高めるうえで、また、市民協働のまちづくりを推進するためにも、補助制度の周知を図るとともに、対象者等の選定・補助金の使途・補助効果等の情報について積極的に公表します。

### **【詳細基準 4】 情報公開の徹底**

- 補助金の制度（目的、内容）や効果等に関する情報については、広報・ホームページ等を通じて、積極的に公開する。
- 補助を受ける団体等の名称や主な活動内容等の情報も積極的に公開する。

## **交付基準⑤ 少額の補助・補助率の低い補助は見直します**

すべての補助金について、公益性、費用対効果、中長期的な政策目標との整合性、他の代替的方法に比べての優位性等を評価することとしますが、特に、少額の補助については「公益性」や「費用対効果」、補助率の低い補助については、「自主財源での運営」等について評価・検討を重ねた上で、その必要性が低くなっているものについては見直す方向で検討します。

### **【詳細基準 5－1】少額の補助の見直し**

○少額の補助（おおむね10万円以下）については、「自主財源での運営」等について検討を重ねた上で、その必要性が低くなっているものについて、廃止する。

### **【詳細基準 5－2】補助率の低い補助の見直し**

○団体の予算規模又は対象事業費に占める補助金等の割合が1／5以下である財政力の高い団体等への補助金は、自主自立が可能であるため、期限を定めて廃止する。



## **交付基準⑥ 補助対象経費、算定基準を明文化します**

補助金等の公平性や透明性を高めるため、補助要綱等に補助目的・対象経費・補助率・補助限度額等を明記（明文化）することとします。

### **【詳細基準 6－1】 補助対象経費、算定基準の明文化**

- 補助金交付要綱を制定する場合は、必ず次に掲げる規定を設けるものとする。
- (ア) 目的・趣旨  
補助金の必要性、目的、効果などを明確に規定すること。
- (イ) 補助対象  
補助対象となる事業内容等について明確に規定すること。
- (ウ) 対象経費  
補助の対象となる経費について明確に規定すること。
- (エ) 補助率等  
補助金等を定率で交付している場合はその率を、定額で交付している場合は算定根拠・金額を規定すること。  
また、原則、補助限度額も規定すること。
- (オ) 交付期間  
開始から終了までの期間や年度を規定すること。（原則 3 年）

### **【詳細基準 6－2】 補助対象外経費の明確化**

- 次に掲げる経費は、補助対象外経費とし、補助算定の基礎から除外する。
- (ア) 人件費  
事業に係る人件費や団体を運営させるための人件費。  
ただし、市長が認めた公共的団体（商工会・社会福祉協議会・シルバー人材センター）は除く。
- (イ) 交際費  
団体等を代表し、団体の利益のために外部団体等との交渉に要する経費。
- (ウ) 慶弔費
- (エ) 飲食費  
団体構成員及び事業参加者等への飲食費や懇親会の経費。ただし、外部講師等へのお茶代は除く。
- (オ) その他  
上記以外で社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費。  
（視察旅行費など）

## **交付基準⑦ 補助率の適正化を図ります**

補助金の性質により補助率の上限を定め、支出の抑制を図るとともに、補助金間の公平を確保します。

### **【詳細基準 7-1】 補助率の適性化**

- 行政として補助すべき対象・範囲・内容とその程度を補助率、補助単価等の数値基準で明確にし、補助額を決定する。
- 国・県の補助を伴う事業に係る補助については、合理的な理由（市が補助することが、国・県の補助要件となっている場合など）がない限り、上乘せ補助は行わないこととする。

### **【詳細基準 7-2】 施策推進事業補助金等の補助率**

- 施策推進事業補助金の補助については、原則、対象事業費の1/2以内とする。
- その他の補助金については、内容に応じて補助率を決定する。

[※P 2 (3)「補助制度の性質」参照]

### **【詳細基準 7-3】 自主財源の確保**

- 補助を受ける団体等が会費の徴収を含めた自主財源の確保に努めているか確認を行う。

## **交付基準⑧ 実績報告等の確認・審査等を行う体制を確立します**

補助金の事業内容（事業計画・実績報告等）、事業経費の会計処理、補助効果等、関係書類の審査・確認を十分に行う体制を確立します。

また、繰越金が多額に発生している補助事業（団体）については、補助をすることの合理性や団体等の適格性について、改めて検討します。

### **【詳細基準 8-1】 補助事業内容の見直し**

- 事業内容の公益性が高く、市民のニーズに合っているか、さらに使途が適切であるかなど、その内容を見直すことにより、交付する事業の適正な執行や補助金の有効な活用を図る。

### **【詳細基準 8-2】 補助効果の検証**

- 補助の効果を客観的に評価し、さらに補助の効果があるものについても、類似目的を持つ補助金等の整理統合など、補助内容を見直すことで、さらに効果を上げることができないかを検討する。

### **【詳細基準 8-3】 会計処理の確認、繰越金の解消**

- 団体等の会計処理及び使途が適切であるか十分に確認する。  
また、決算繰越金が補助額以上である団体への補助金は、決算繰越金額の範囲内で、補助額を削減する。

## 2 見直しを行う範囲

見直しを行う補助金等とは、地方自治法第232条の2の規定に基づいて公益上必要がある場合に市が交付する補助金、交付金とします。

ただし、当該年度限りであるもの、国県等の補助に伴い義務的に交付しているものなど、見直しを行わない合理的な理由があるものを除きます。

補助性質	見直しの方向性
① 施策推進事業補助金（事業費補助）	見直しの視点、交付基準により交付・見直しを行う。
② 施策推進事業補助金（団体運営補助）	
③ 施策推進事業補助金（混合補助）	
④ 負担金的補助金	見直しの視点、交付基準により交付・見直しを行う。ただし、交付基準により見直しを行わない合理的な理由があるものは除く。
⑤ 扶助的補助金	
⑥ 法令等義務的補助金	
⑦ 公共的団体補助金	
⑧ 建設的事業費補助金	
⑨ 利子補給等補助金	

## V 補助金の見直し基準

「補助金交付基準」を受けて、あま市の補助金制度をあるべき姿としていくため、次の基準と方針に基づいた補助金制度の運用を図るものとします。

### 補助金チェック表【別表1】

地方自治法において地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができることとなっています。

公益上必要があるかどうかの判断は、十分かつ客観的に妥当性があるものでなければなりません。

この視点に基づき、多種多様な補助金について透明性、公平性を確保し補助金を交付するためのチェック表を設けることとします。

なお、予算の単年度主義の原則に基づき、補助金についても年度単位で予算化する必要があるため、毎年度このチェック表に基づき確認を行います。



【別表1】補助金チェック表

	項目	説明
公益性・有効性等	(1) 事業の公益性	<p>① 総合計画、ロードマップ等の施策や事務事業の目的達成に貢献するものであるか (⇒P 4【詳細基準1-2】)</p> <p>② 地域での住民自治、社会福祉・教育の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみ利益に供することのないものであるか (⇒P 4【詳細基準1-2】)</p>
	(2) 事業の有効性 (有効性・効率性・適宜性)	<p>① 補助金の交付による市民の福祉の向上や利益の増進について、客観的な効果が認められるか (⇒P 4【詳細基準1-2】)</p> <p>② 市民と行政との役割分担・協働の観点から、市が補助すべき事業・活動であるか (⇒P 4【詳細基準1-2】)</p> <p>③ 事業の目的、内容等が社会情勢に適合し、かつ市民ニーズに合致したものであるか (⇒P 4【詳細基準1-2】) (⇒P 8【詳細基準8-1】)</p> <p>④ 具体的な達成目標や期限が明確にされているか (⇒P 4【詳細基準1-2】)</p>
	(3) 団体等の適格性	<p>① 補助を受ける団体等が公共的性格を有し、事業活動の内容が団体等の目的と合致しているか (⇒P 5【詳細基準4】)</p> <p>② 補助を受ける団体等が事業成果の把握や会費の徴収を含めた自主財源の確保に努めているか (⇒P 8【詳細基準7-3、8-2】)</p> <p>③ 団体等の会計処理及び使途が適切であるか (⇒P 8【詳細基準8-3】)</p>
補助対象経費	(1) 事業費対象	<p>① 現行の団体運営経費のうち、人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としていないか (⇒P 7【詳細基準6-2】)</p> <p>② 補助事業と直接関係のない視察旅行等の経費、その他社会通念上、公金を支出することがふさわしくない経費は対象となっていないか (⇒P 7【詳細基準6-2】)</p>

	(2) 補助率・補助単価の明確化	<p>①補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を明確にし、補助金の交付額を決定しているか (⇒P 8【詳細基準7-1】)</p> <p>②補助率については、交付目的及び対象などを検証の上、定められているか。 (原則として対象経費の1/2以内とすること) (⇒P 8【詳細基準7-2】)</p> <p>③国や県の補助を伴う事業に係る市の補助については、上乗せ補助が行われていないか。 (合理的理由がない限り、上乗せ補助は行わないこと) (⇒P 8【詳細基準7-1】)</p>
期間	(1) 終期の設定	<p>①補助制度について、終期は設定されているか(市単独補助金は、原則として通算3年以内で交付を終了すること) (⇒P 5【詳細基準2】)</p> <p>②国や県の制度によるものについて、適宜、見直しが行われているか (原則、国や県の補助終了を持って終了すること) (⇒P 5【詳細基準2】)</p> <p>③目的が達成された事業や自立が認められる団体、または事業目的が達成できないと認められる事業・団体への補助について、補助を続けていないか(検討のうえ、廃止すること) (⇒P 5【詳細基準2】)</p>
情報公開等	(1) 交付要綱の制定	<p>①補助金等を交付する場合、「あま市補助金等交付規則」に定めがないものについて、個別の補助金交付要綱で定められているか (⇒P 5【詳細基準3】)</p> <p>②補助金交付要綱を制定する場合は、次に掲げる規定が設けられているか (ア)目的・趣旨 (イ)補助対象 (ウ)対象経費 (エ)補助率等 (オ)交付期間 (⇒P 7【詳細基準6-1】)</p>
	(2) 情報の積極的な公開	<p>①補助金の制度(目的、内容)や効果等に関する情報については、広報・ホームページ等を通じて、積極的に公開しているか (⇒P 6【詳細基準4】)</p>

## あま市補助金交付ガイドライン

平成 24 年 5 月策定  
あま市企画財政部企画政策課

〒490-1292

愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

Tel (052) 444-1001 Fax (052) 444-0982

ホームページ <http://www.city.ama.aichi.jp/>

E-mail [kikaku@city.ama.lg.jp](mailto:kikaku@city.ama.lg.jp)